

航空自衛隊安全管理規則

平成元年 3 月 10 日 航空自衛隊達第 12 号

航空幕僚長 空将 米川 忠吉

改正 平成 2 年 3 月 27 日 航空自衛隊達第 13 号	平成 24 年 9 月 25 日 航空自衛隊達第 49 号
平成 4 年 4 月 28 日 航空自衛隊達第 16 号	平成 25 年 3 月 25 日 航空自衛隊達第 13 号
平成 4 年 4 月 10 日 航空自衛隊達第 17 号	平成 26 年 1 月 22 日 航空自衛隊達第 13 号
平成 5 年 5 月 28 日 航空自衛隊達第 21 号	平成 26 年 3 月 26 日 航空自衛隊達第 30 号
平成 5 年 1 月 26 日 航空自衛隊達第 42 号	平成 26 年 4 月 11 日 航空自衛隊達第 39 号
平成 8 年 2 月 29 日 航空自衛隊達第 13 号	平成 26 年 7 月 31 日 航空自衛隊達第 66 号
平成 11 年 3 月 24 日 航空自衛隊達第 16 号	平成 28 年 1 月 29 日 航空自衛隊達第 18 号
平成 12 年 1 月 26 日 航空自衛隊達第 13 号	平成 28 年 3 月 31 日 航空自衛隊達第 34 号
平成 12 年 3 月 30 日 航空自衛隊達第 20 号	平成 29 年 6 月 23 日 航空自衛隊達第 27 号
平成 12 年 10 月 24 日 航空自衛隊達第 46 号	平成 30 年 5 月 28 日 航空自衛隊達第 14 号
平成 14 年 3 月 27 日 航空自衛隊達第 17 号	令和 元年 6 月 27 日 航空自衛隊達第 14 号
平成 15 年 3 月 26 日 航空自衛隊達第 18 号	令和 2 年 7 月 21 日 航空自衛隊達第 43 号
平成 17 年 4 月 22 日 航空自衛隊達第 16 号	令和 3 年 3 月 31 日 航空自衛隊達第 42 号
平成 18 年 3 月 24 日 航空自衛隊達第 14 号	令和 4 年 12 月 13 日 航空自衛隊達第 50 号
平成 19 年 1 月 25 日 航空自衛隊達第 11 号	令和 4 年 12 月 14 日 航空自衛隊達第 54 号

航空自衛隊安全管理規則を次のように定める。

航空自衛隊安全管理規則

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 責務 (第 3 条・第 4 条)

第 3 章 安全管理の実施

第 1 節 通則 (第 5 条—第 1 2 条)

第 2 節 事故調査及び報告 (第 1 3 条)

第 3 節 危険状態等報告 (第 1 4 条—第 1 7 条)

第 4 節 航空安全管理資料 (第 1 8 条・第 1 9 条)

第 4 章 安全褒賞 (第 2 0 条—第 2 7 条)

第 5 章 雑則 (第 2 8 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この達は、航空自衛隊における安全管理の実施に関し必要な事項を定め、もって航空事故及び地上事故（以下「事故」という。）の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 飛行安全 航空事故（航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号。以下「航空事故訓令」という。）第2条に規定する航空事故をいう。以下同じ。）が防止されている状態をいう。
- (2) 地上安全 地上事故（地上事故の調査及び報告に関する達（平成元年航空自衛隊達第13号。以下「地上事故達」という。）第3条に規定する地上事故をいう。以下同じ。）が防止されている状態をいう。
- (3) 危険状態等 事故の直接、間接の原因となるおそれがある状態又は行為をいう。
- (4) 安全管理 飛行安全及び地上安全（以下「安全」という。）を確保するための隊務運営をいう。
- (5) 部隊等 編制部隊及び機関並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第2項の規定により臨時に編成される特別の部隊をいう。
- (6) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。
- (7) 飛行部隊の長 航空団司令、中部航空方面隊司令部支援飛行隊司令、西部航空方面隊司令部支援飛行隊長、警戒航空団司令、航空救難団司令、航空戦術教導団司令、偵察航空隊司令、輸送航空隊司令、飛行点検隊司令、特別航空輸送隊司令、飛行教育団司令、飛行教育航空隊司令及び飛行開発実験団司令をいう。
- (8) 不可抗力による事故 事故当事者である隊員及び事故に関係する隊員が注意及び予防を尽くしても防止し得なかった事故をいう。

第2章 責務

（部隊等の長の責務）

第3条 部隊等の長は、適正な安全管理の実施により事故の未然防止に努めるほか、事故が発生した場合は応急処置を執り被害の局限を図るとともに、事故の再発防止に努めなければならない。

（基地司令等の責務）

第4条 基地司令等は、基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第4条第1項及び第5条第3項に規定する職務のうち、安全に関連し、又は影響する職務を実施するに当たり、必要な対策及び処置を執るものとする。

第3章 安全管理の実施

第1節 通則

（安全管理の実施要領）

第5条 部隊等の長は、安全を確保するため、当該部隊等に所属する隊員の安全意識を高揚するとともに、その環境及び態勢を整備するものとする。この場合、部隊等の特性に応じた事故防止の方針を示すとともに、各種施策を講じ、その実行を指揮監督するものとする。

（安全幹部）

第6条 部隊等の長は、安全管理の実施に関し部隊等の長を補佐させるため、当該部隊等に所属する隊員のうちから安全幹部を指定するものとする。

（事故防止の計画）

第7条 部隊等の長は、航空幕僚長の示す方針に基づき、安全管理を適時適切かつ総合的に実施するため、毎年度及び必要に応じ事故防止の計画を作成するものとする。

2 部隊等の長は、前項に規定する年度の事故防止の計画を、当該計画に係る年度の前年度の3月31日までに、航空幕僚監部監理監察官に通知するものとする。

(安全教育等)

第8条 部隊等の長は、当該部隊に所属する隊員に対して、あらゆる機会を利用して事故防止その他安全に関する教育及び訓練を実施するものとする。

(安全会議)

第9条 部隊等の長は、当該部隊等の安全管理に関する評価、改善及び事故防止の対策又は処置等について検討するため適時、安全会議を開催するものとする。

2 基地司令等は、適正な安全管理の実施に関し、基地所在部隊等による安全会議を適時開催するものとする。

(資料の活用)

第10条 部隊等の長は、適正な安全管理の実施に資するため、航空事故の調査及び報告に関する達(昭和60年航空自衛隊達第25号。以下「航空事故達」という。)第14条で規定する航空事故調査報告書及び第15条で規定する(航空事故・事案)調査報告書並びに地上事故達第8条及び第13条で規定する地上事故調査報告書並びに第3節に定める危険報告等資料を活用するものとする。

(安全観察等)

第11条 部隊等の長は、潜在する事故要因の早期発見及び排除のため当該部隊等の安全管理の状況について、適時安全観察又は安全点検を実施するものとする。

(安全色彩等)

第12条 部隊等の長は、関連する法令及び技術指令書に定めるところによるほか、必要に応じ、装備品等(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第148条第1号に規定する航空装備品等(構成品、取付品及び部品を含む。)をいう。)及び施設(航空自衛隊における施設の取扱いに関する達(昭和51年航空自衛隊達第9号)第2条第2号に規定する施設及び同達第29条に規定する仮設物をいう。)に安全色彩を施し、又は安全標識を設置するものとする。

2 前項の安全色彩及び安全標識の基準は、別紙第1のとおりとする。

第2節 事故調査及び報告

(事故調査及び報告)

第13条 事故調査及び報告の実施については、航空事故達及び地上事故達に定めるところによる。

第3節 危険状態等報告

(隊員の報告)

第14条 隊員は、積極的に事故の防止に努め、危険状態等を発見し、又は予知した場合は、必要に応じ応急処置を執り、被害の局限を図るとともに、直ちに所属部隊等の長に報告するものとする。

(危険報告)

第15条 部隊等並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに地方

機関の長は、危険状態等が発生した場合は、速やかに別紙様式第1に定める危険報告により航空幕僚長（主管課長気付）及び上級の部隊等の長に報告する（02-X23-AR（C-3））とともに、航空機の飛行安全に関する危険状態等については別表第1に掲げる者に、無人航空機の飛行安全に関する危険状態等については無人航空機の所属する部隊等の長及び当該部隊等の長を指揮監督する部隊等の長に、地上安全に関する危険状態等については部隊等並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに地方機関の長に通知するものとする。

（特異事象通知）

第15条の2 部隊等並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに地方機関の長は、前条に規定する危険報告に該当しないが、他の部隊等に周知することが適当と判断される特異事象が発生した場合は、別紙様式第1に準じて、必要と思われる部隊等の長に通知するものとする。

（緊急状態発生報告）

第16条 次の各号に掲げる者は、隷下部隊等に発生した緊急状態発生事例を翌月末日までに、別紙様式第2に定める緊急状態発生報告により航空幕僚長（監理監察官気付）に報告する（登録外報告）とともに、航空安全管理隊司令に通知するものとする。

- （1） 航空総隊司令官
- （2） 航空支援集団司令官
- （3） 航空教育集団司令官
- （4） 航空開発実験集団司令官

（航空交通異常接近等報告）

第17条 航空機の機長、防空管制群司令、警戒隊長、硫黄島基地隊司令又は航空保安管制群直轄部隊長は、航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号。以下「運航訓令」という。）第26条に規定する事態（以下「航空交通異常接近」という。）が発生したと認めた場合又はそのおそれ（以下「航空交通接近」という。）があった場合、当該事態の概要を速やかに所属する部隊等の長に報告するとともに、別紙様式第3に定める航空交通（異常接近・接近）報告書に掲げる事項について、速やかに航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長に電話等により通知するものとする。

2 航空機の機長が所属する部隊等の長、航空警戒管制団司令、硫黄島基地隊司令又は航空保安管制群司令は、航空交通異常接近発生後2日以内に航空幕僚長（運用支援課長気付）及び上級の部隊等の長に別紙様式第3に定める航空交通（異常接近・接近）報告書により報告（09-X24-AR（C-3））するとともに、別表第1に掲げる者にも当該報告書と同じ内容を通知するものとする。ただし、当該報告については、航空自衛隊事故速報規則（昭和60年航空自衛隊達第15号）に基づいて行う場合、これを省略することができる。

（事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第17条の2 航空機の機長又は航空保安管制群直轄部隊長は、運航訓令第26条の2に規定する事態（以下「重大インシデント」という。）が発生したと認める場合、当該事態の概要を速やかに所属する部隊等の長に報告するとともに、別紙様式第4に定

める重大インシデント報告書に掲げる事項について速やかに航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長に電話等により通知するものとする。

- 2 航空機の機長が所属する部隊等の長又は航空保安管制群司令は、重大インシデント発生後2日以内に別紙様式第4に定める重大インシデント報告書により航空幕僚長（運用支援課長気付）及び上級の部隊等の長に報告（09-X25-AR（D））するとともに、別表第1に掲げる者にも当該報告書と同じ内容を通知するものとする。

（無人航空機による事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第17条の3 無人航空機の操縦者又は航空保安管制群直轄部隊長は、無人航空機の飛行に関する訓令第10条に規定する事態（以下「重大インシデント（無人航空機）」という。）が発生した場合、当該事態の概要を速やかに所属する部隊等の長に報告するとともに、別紙様式第5に定める重大インシデント（無人航空機）報告書に掲げる事項について速やかに航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長に電話等により通知するものとする。

- 2 無人航空機の操縦者が所属する部隊等の長又は航空保安管制群司令は、重大インシデント（無人航空機）発生後2日以内に別紙様式第5に定める重大インシデント（無人航空機）報告書により航空幕僚長（運用支援課長気付）及び上級の部隊等の長に報告（09-X33-AR（D））するとともに、無人航空機の所属する部隊等の長及び当該部隊等の長を指揮監督する部隊等の長に通知するものとする。

第4節 航空安全管理資料

（研究の要望等）

第18条 部隊等の長は、飛行安全に関する研究の要望又は研究の提案を行う場合は、前年度の第3四半期末までに別紙様式第6に定める飛行安全に関する研究要望・提案書により航空安全管理隊司令に要望又は提案するものとする。

- 2 航空安全管理隊司令は、前項の規定により依頼された事項について、年度の計画を作成し、当該年度の4月30日までに航空幕僚長（監理監察官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（資料の提供等）

第19条 部隊等の長は、飛行安全に関する安全資料等を必要とする場合は、航空安全管理隊司令に依頼することができる。

- 2 航空安全管理隊司令は、前項の規定により依頼された場合は、速やかに資料を提供するものとする。

第4章 安全褒賞

（飛行安全褒賞）

第20条 航空幕僚長は、次条に規定する基準により、別表第2に掲げる飛行部隊及び当該飛行部隊を支援する支援部隊等並びに硫黄島基地隊に対して飛行安全褒賞を実施する。

- 2 前項の飛行安全褒賞は、飛行部隊及び硫黄島基地隊に対しては飛行安全褒賞状及び飛行安全褒賞盾を、支援部隊等に対しては飛行安全褒賞状を授与して行う。
- 3 前項の飛行安全褒賞状及び飛行安全褒賞盾の規格は、別図第1第1項及び第2項のとおりとする。

(飛行安全褒賞の実施基準)

第21条 前条の飛行安全褒賞は、次の各号の一の基準に該当するときに実施する。

- (1) 連続する1年間において総飛行時間が10,000時間に達し、かつ、航空事故訓令第2条の4第1号から第3号に規定する事故及び航空事故達第15条に規定する事案(以下「航空事故等」という。)及び重大インシデントがないとき。
- (2) 連続する1年を超え3年未満の期間において総飛行時間が10,000時間に達し、かつ、航空事故等及び重大インシデントがないとき。
- (3) 連続する3年間において、航空事故等及び重大インシデントがないとき。

2 硫黄島基地隊に対する飛行安全褒賞は、連続する3年間において、硫黄島基地隊が航空部隊等の移動訓練の支援に際して、航空事故等及び重大インシデントがないとき実施する。

3 前項の期間の起算日は、次の各号の一によるものとする。

- (1) 航空事故等及び重大インシデントがあった飛行部隊にあつては、当該航空事故等及び重大インシデントが発生した日の翌日
- (2) 連続して飛行安全褒賞を受賞する飛行部隊にあつては、前回の飛行安全褒賞の基準に到達した日の翌日
- (3) 新編された部隊等にあつては、新編された日

(飛行安全褒賞の基準達成報告)

第22条 飛行部隊の長及び硫黄島基地隊司令は、前条に規定する飛行安全褒賞の実施基準に達した場合は、別紙第2に掲げる事項について速やかに航空幕僚長(監理監察官気付)に報告するものとする(登録外報告)。

(飛行安全名誉旗)

第23条 第21条に規定する飛行安全褒賞の実施基準に達した飛行部隊の長は、当該基準に達した日の翌日から航空事故等及び重大インシデントのない期間中、飛行安全名誉旗を掲揚することができる。

2 前項の飛行安全名誉旗の規格は、別図第1第3項のとおりとする。

(地上安全褒賞)

第24条 航空幕僚長は、次条に規定する基準により、地上安全褒賞を部隊等(編合部隊の司令部及び補給本部を除く。)に対して実施する。

2 地上安全褒賞は、地上安全褒賞状及び地上安全褒賞盾を授与して行う。

3 前項の地上安全褒賞状及び地上安全褒賞盾の規格は、別図第2第1項及び第2項のとおりとする。

(地上安全褒賞の実施基準)

第25条 地上安全褒賞は、次の各号の一の基準に該当するときに実施するものとする。

- (1) 連続する4月間において人日数が250,000人日に達し、かつ、地上事故達第5条第1項第1号から第3号までに規定する事故、航空事故訓令第2条第1項第4号に規定する人員の死亡若しくは負傷又は物件の損壊(以下「地上事故等」という。)並びに道路交通法(昭和35年法律第105号)に定めるもののうち重大な違反行為(無免許運転等(同法第64条各項に規定する行為)、酒気帯び運転等(同法第65条各項に規定する行為)、速度超過30キロメートル

ル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上の速度違反及びひき逃げをいう。）（以下「交通重大違反」という。）がないとき。

- (2) 連続する4月間を超え3年未満の期間において人日数が250,000人日に達し、かつ、地上事故等及び交通重大違反がないとき。
 - (3) 連続する3年間において、地上事故等及び交通重大違反がないとき。
- 2 次の各号に掲げる地上事故については、前項に掲げる基準から除くものとする。
- (1) 防衛大臣又は航空幕僚長の承認を得て公務として参加する部外の運動競技会等（同競技会等に関し全国的規模の競技団体又は都道府県が主催する予選会又は強化合宿を含む。）における中事故及び小事故
 - (2) 編合部隊以上の部隊等を単位として実施する防衛省内の運動競技会における中事故及び小事故
 - (3) 航空自衛隊の練成訓練に関する達（平成4年航空自衛隊達第11号）第4条第3項に規定する体育訓練の実施中における中事故及び小事故並びに体育訓練の種目に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第82号）別表に掲げる種目を実施中の事故のうち部隊等の長が体力練成中の事故として認める中事故及び小事故
 - (4) 部隊等の長が不可抗力による事故として認める事故

3 第1項の期間の起算日は、次の各号の一によるものとする。

- (1) 事故等があった部隊等にあつては、当該事故等が発生した日の翌日
- (2) 連続して地上安全褒賞を受賞する部隊等にあつては、前回の地上安全褒賞の基準に到達した日の翌日
- (3) 新編された部隊等にあつては、新編された日

4 事故等のない人日数は、次の各号により掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 隊員 現員数（毎月1日における当該部隊等の現員数（臨時勤務者、教育入隊者、入校者又は演習等で一時的に所属を替えた者の数は、それぞれ臨時勤務、教育入隊、入校先又は演習等先部隊等の現員数に含める。）をいう。）に事故等のない日数を乗じて得た数とする。
- (2) 非常勤の隊員 非常勤の隊員数に任用期間のうち事故等のない日数を乗じて得た数とする。

（地上安全褒賞の基準達成報告）

第26条 部隊等の長は、前条に規定する地上安全褒賞の実施基準に達した場合は、別紙第3に掲げる事項について速やかに航空幕僚長（監理監察官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（地上安全名誉旗）

第27条 第25条に規定する地上安全褒賞の実施基準に達した部隊等の長は、当該基準に達した日の翌日から事故等のない期間中、地上安全名誉旗を掲揚することができる。

2 前項の地上安全名誉旗の規格は、別図第2第3項のとおりとする。

第5章 雑則

(委任規定)

第28条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細部の事項は、部隊等の長及び基地司令等が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成元年3月16日から施行する。
- 2 航空機の運航に関する達（昭和57年航空自衛隊達第7号）の一部を次のように改正する。第19条第3項中「（昭和60年航空自衛隊達第11号）」を「（平成元年航空自衛隊達第12号）」に改める。
 - 附 則（平成2年3月27日航空自衛隊達第13号）
この達は、平成2年3月31日から施行する。
 - 附 則（平成4年4月8日航空自衛隊達第16号）
この達は、平成4年4月8日から施行する。
 - 附 則（平成4年4月10日航空自衛隊達第17号）
この達は、平成4年4月10日から施行する。
 - 附 則（平成5年5月28日航空自衛隊達第21号）
この達は、平成5年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）
- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕
 - 附 則（平成8年2月29日航空自衛隊達第3号）
この達は、平成8年3月1日から施行する。
 - 附 則（平成11年3月24日航空自衛隊達第6号）
この達は、平成11年3月25日から施行する。〔後略〕
 - 附 則（平成12年1月26日航空自衛隊達第3号）
この達は、平成12年2月1日から施行する。
 - 附 則（平成12年3月30日航空自衛隊達第20号）
この達は、平成12年3月31日から施行する。
 - 附 則（平成12年10月24日航空自衛隊達第46号）
この達は、平成12年10月24日から施行する。
 - 附 則（平成14年3月27日航空自衛隊達第7号）
この達は、平成14年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）
- 1 この達は、平成15年3月27日から施行する。
 - 附 則（平成17年4月22日航空自衛隊達第16号）
この達は、平成17年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）
- 1 この達は、平成18年3月27日から施行する。
 - 附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）
- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。
 - 附 則（平成24年9月25日航空自衛隊達第49号抄）
この達は、平成24年10月9日から施行する。

附 則（平成25年3月25日航空自衛隊達第13号抄）
この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年1月22日航空自衛隊達第3号抄）
この達は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日航空自衛隊達第30号抄）
この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年4月11日航空自衛隊達第39号抄）
この達は、平成26年4月20日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第66号抄）
この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第8号抄）
この達は、平成28年1月31日から施行する。

附 則（平成28年3月31日航空自衛隊達第34号抄）
この達は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号抄）
この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日航空自衛隊達第14号抄）
この達は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号抄）
1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日航空自衛隊達第43号抄）
この達は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日航空自衛隊達第42号抄）
1 この達は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年12月13日航空自衛隊達第50号）
この達は、令和4年12月13日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現にある旧様式による用紙について、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年12月14日航空自衛隊達第54号）
この達は、令和4年12月15日から施行する。

別紙第1 (第12条関連)

安全色彩

色彩	表示事項	使用箇所	使用例等	備考
赤	防火、禁止、停止、高度の危険を表示するための基本色とする。	防火、禁止、停止、高度の危険に関する箇所	防火標識、消火栓、消火器、消化バケツ、禁止標識、禁止信号旗、緊急停止ボタン及び停止信号旗	赤を引き立たせるために、補助色白を用いる。
黄赤	危険を表示するための基本色とする。	すぐに危険を引き起こす危険性がある場所	危険標識及び危険表示	黄赤を引き立たせるために、補助色黒を用いる。
黄	注意を表示するための基本色とする。	衝突、墜落及びつまづきなどの危険のおそれがある場所	注意標識、クレーン、フォークリフト、低いはり及び衝突のおそれのある柱	黄色を引き立たせるために、補助色白を用いる。
緑	安全、避難、衛生・救護及び進行を表示するための基本色とする。	安全意識の高揚に関する箇所、緊急避難に関する箇所、衛生・救護に関する箇所及び進行を示す箇所	安全旗、安全指導標識、非常口、回避所、担架、救急箱及び救護所	緑を引き立たせるために、補助色白を用いる。
青	指示及び用心を示すための基本色とする。	保護具着用などの安全衛生のための指示	保護眼鏡着用、修理中及び運転休止箇所を示す標識	青を引き立たせるために、補助色白を用いる。
赤紫	黄と組み合わせて放射性物質を示す場所に用いる。	放射性物質の所在を示す箇所	放射性同位元素及びこれに関する排気作業室、所蔵施設及び管理区域	
白	通路、整とんを示すための基本色とする。安全標識などの文字及び矢印の色として用いる。	通路の表示、方向指示、整とん及び清潔を必要とする箇所	通路の区画線及び方向線並びに誘導標識	
黒	安全標識などの文字、記号及び矢印の色に用いるほか、黄、赤、白を引き立たせる色に用いる。		危険標識の文字、注意標識のしま模様及び誘導標識の矢印	

安全標識

1 標識の種類

標識の種類は、使用する目的によって、次の9種類に分ける。

(1) 防火標識	火災の発生のおそれがある場所、引火又は発火のおそれがあるもの及びその所在位置並びに防火・消火の設備を示すのに用いる。
(2) 禁止標識	危険な行動を禁止するために用いる。
(3) 危険標識	直接に危険なもの及び場所又は状態に対する警告として用いる。
(4) 注意標識	そのままでは特に危険はないが、不安全な行為又は不注意によって危険が起こるおそれがあることに注意を促すために用いる。感電防止に関するものを、特に感電柱標識という。
(5) 救護標識	救命及び救護に関係があるもの又はこれらの箇所を示すのに用いる。
(6) 指示・用心標識	火災の発生のおそれがある場所、引火又は発火のおそれがあるもの及びその所在位置並びに防火・消火の設備を示すのに用いる。
(7) 放射能標識	放射能の危険のおそれがある場合に用いる。
(8) 誘導標識	特定の物品・設備の所在場所の方向及び避難の方向を明示するために用いる。
(9) 指導標識	安全・衛生の意識を高揚するために用いる。

2 標識の構成

各標識の構成

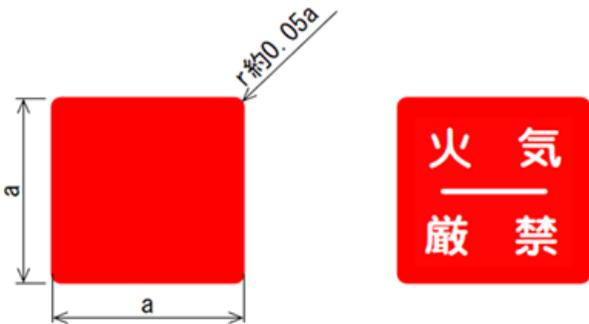
区分	適用	例
1種標識	色と形でその主要な意味内容を表したもの	
2種標識	1種標識の中に特定の字句又は図形を書き加えたもの	
3種標識	1種標識又は2種標識のほかに、必要な字句又は図形は書き加えたもの	

3 表示に用いる文字

- (1) 色は、黒又は白とする。
- (2) 書体は、丸ゴシック体又は角ゴシック体とする。
- (3) 大きさは、標識と釣り合う大きさ及び太さとする。

4 標識の色、形及び文字列並びに提示箇所例

次のとおりとする。

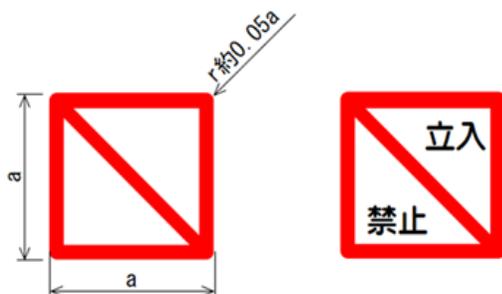
区分	1種及び2種標識	3種標識
1 防 火 標 識	<p>1 1種標識は、正方形の1辺を垂直に立てた形とし、地は赤とする。</p> <p>2 2種標識は、1種標識の中に白い文字を書き加えたものとする。</p> <p>(1) 図例</p>  <p>(2) 文字例 火気厳禁、消火器、消火栓、禁煙</p> <p>(3) 提示箇所例 火災発生のおそれがある場所、特殊物品の置き場で書き取扱いを禁じる場所、消火器又は消火栓の所在位置</p>	<p>3 3種標識は、原則として白地の適当な箇所であるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左横書きの場合に、1種又は2種標識を左端に描いてもよい。</p> <p>(1) 図例</p>  <p>(2) 文字例 ガソリン、引火物、引火物貯蔵庫、可燃性材料、消火器、消火栓、火気禁止区域、マッチ・ライター持込禁止</p> <p>(3) 提示箇所例 ガソリンなどの引火又は発火のおそれがあるものの置き場で、火気取扱いを禁じる場所、消火器又は消火栓の所在位置</p>

2
禁
止
標
識

1 1種標識は、正方形の1辺を垂直に立てた形とし、地は白、緑及び対角線（左上から右下に一本書く。）は赤とする。

2 2種標識は、1種標識の中に黒い文字を書き加えたものとする。

(1) 図例



(2) 文字例

立入禁止、運転禁止、注水禁止栓、禁煙

(3) 提示箇所例

通行、立入及び注水などの行動を禁止する箇所

3 3種標識は、原則として白地の適当な箇所であるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左横書きの場合に、1種又は2種標識を左端に描いてもよい。

(1) 図例



(2) 文字例

運転禁止（故障中）・係員以外立入禁止

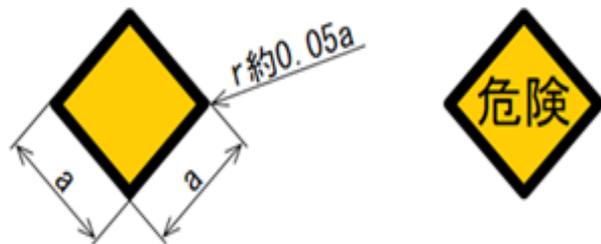
(3) 提示箇所例

通行、立入及び注水などの行動を禁止する箇所

3
危険
標識

- 1 種標識は、正方形の1対角線を垂直に立てた形とし、地は機塗、緑は黒とする。緑の幅は、 $0.01a \sim 0.1a$ の間とする。
- 2 種標識は、1種標識の中に「危険」の文字を黒で左横書きしたものとする。

(1) 図例

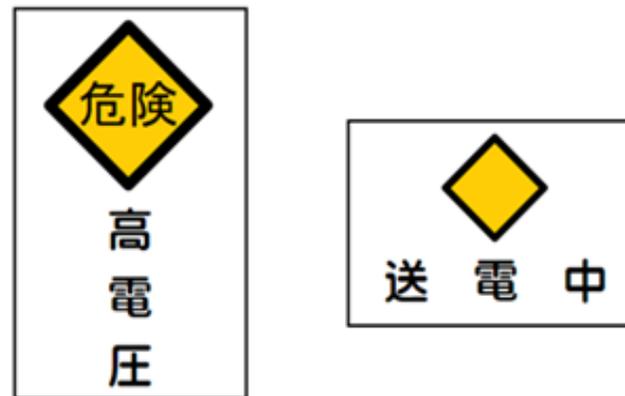


(2) 提示箇所例

直接危険のおそれがある箇所

- 3 種標識は、原則として白地の適当な箇所であるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。

(1) 図例



(2) 文字例

高電圧、送電中、劇毒物

(3) 提示箇所例

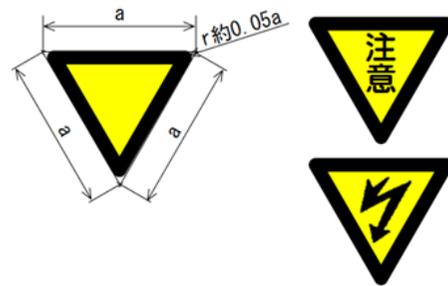
高電圧がある箇所、危険物置き場

4
注
意
標
識

1 1種標識は、正方形の1対角線を垂直に立てた形とし、地は機塗、緑は黒とする。緑の幅は、 $0.01a \sim 0.1a$ の間とする。

2 2種標識は、1種標識の中に「注意」の文字を黒で書き加えたものとする。ただし、感電注意標識は、電光形を赤で描いたものとする。また、高電圧の場合には、注意標識のかわりに第3種危険標識を用いる。

(1) 図例

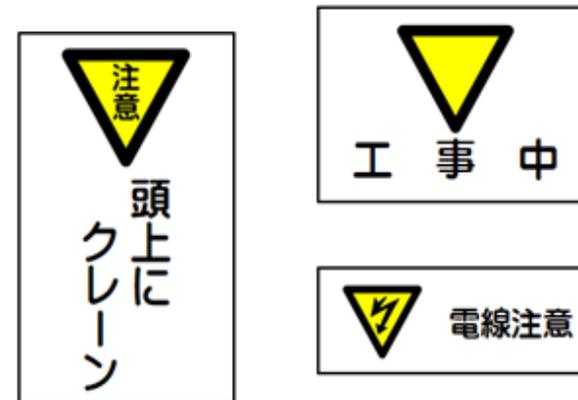


(2) 提示箇所例

通路の危険箇所(曲がり角など)、機械などの取扱い箇所、感電のおそれがある場所、その他注意を要すると思われる場所

3 3種標識は、原則として白地の適当な箇所であるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左横書きの場合に、1種又は2種標識を左端に描いても良い。なお、感電注意標識は、感電注意に関する字句を黒で書き加えたものとする。

(1) 図例



(2) 文字例

右左を見よ、足元を見よ、頭上に注意、作業中、電線注意

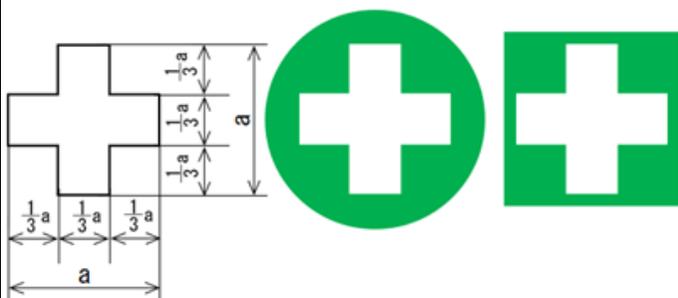
(3) 提示箇所例

道路の危険箇所(曲がり角、工事中) 作業現場、その他必要と思われる場所

5 救護標識

1 1種標識は、十字形とし、色は緑地に白の十字とする。

図例



2 3種標識は、原則として白地の適当な箇所となるべく中央の上部に1種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左書きの場合は、1種標識を左端に描いてもよい。

(1) 図例



(2) 文字例

救護室、救急箱、防毒マスク、担架

(3) 提示箇所例

救護室、医務室、救急箱、安全衛生保護具の所在位置

6 指示・用心標識

- 1 1種標識は、円形とし、色は青とする。
- 2 2種標識は、1種標識の中に文字を白で書き加えたものとする。

(1) 図例



(2) 文字例

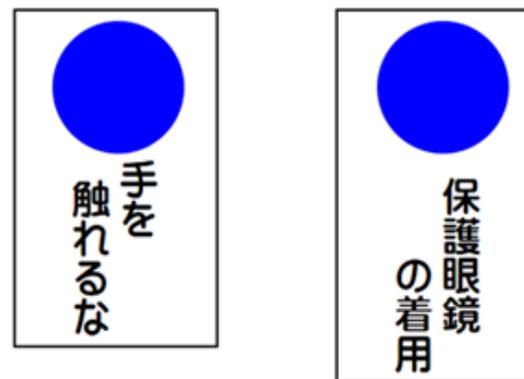
保護眼鏡、修理中、故障中

(3) 提示箇所例

溶接作業場、修理中又は故障中の機械

- 3 3種標識は、原則として白地の適当な箇所であるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左横書きの場合に、1種又は2種標識を左端に描いても良い。

(1) 図例



(2) 文字例

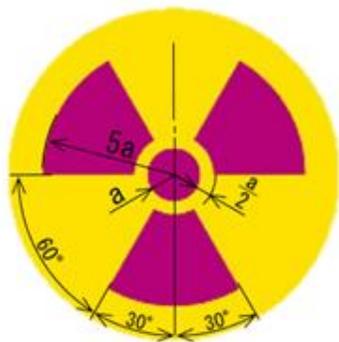
手を触れるな、保護眼鏡の着用

(3) 提示箇所例

溶接作業場、修理中又は点検中の機械

1 1種標識は、図のように中心に円を描き、その周囲に三つの扇形を書き加え、地の色は黄、円及び扇形の色は赤紫とする。

図例



2 3種標識は、黄の地の中央に1種標識を描き、その上及び下の適当な位置に文字を黒で書き加えたものとする。

(1) 図例



(2) 文字例

上部に管理区域 (使用施設) を書き、下部に許可なくして立入りを禁ず、上部に貯蔵箱を書き、下部に許可なくして触れることを禁ず放射性廃棄物

(3) 提示箇所例

放射性同位元素及びこれに関する廃棄作業室、貯蔵施設、管理区域の境界に設ける柵など。

1 1種標識は、白、緑又は黒の矢印を描いたものとする。ただし、地と矢野色は、対象物により次のとおりとする。

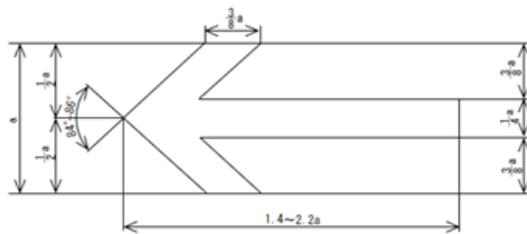
白地に緑の矢（注）：非常口、救護室、救命ボートの方向を示す

赤地に白の矢：消火器、消火栓などの方向を示す

赤紫地に白の矢：放射能関係の方向を示す

白地に黒の矢：出入口通路の方向を示す。

(1) 図例



(2) 提示箇所例

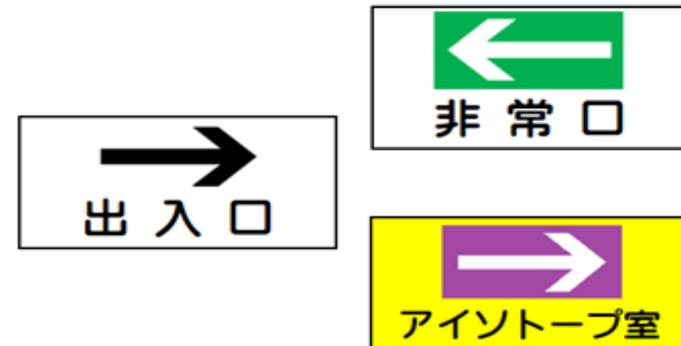
方向を示すのに必要な箇所に用いる。

2 3種標識は、黄の地の中央に1種標識を描き、その下に文字を黒で書き加えたものとする。ただし、左横書きの場合は、1種標識を左端に描いてもよい。

なお、放射能関係のものは、白地のかわりに黄色を用いる。

緑地及び赤地の場合には、文字又は図形を白で書き加えても良い。

(1) 図例



(2) 文字例

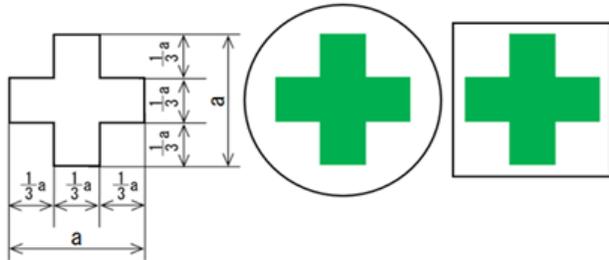
非常口、消火器、出入口、放射能取扱室

(3) 提示箇所例

方向をしめすのに必要な箇所に用いる

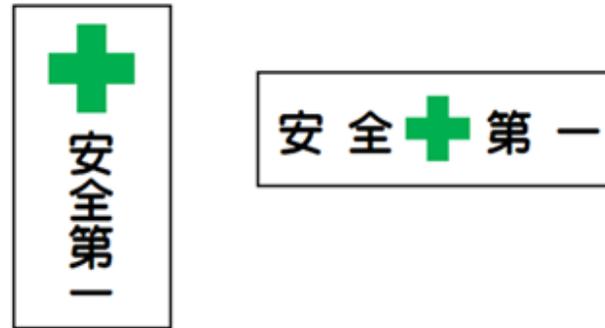
9
指
導
標
識

1 1種標識は、十字形とし、色は白地に緑の十字とする。主として安全指導旗に用いる。



2 3種標識は、白地の適当な箇所に緑の十字を描き、その他に「安全第一」の文字を黒で書き加えたものとする。原則として白地の適当な箇所なるべく中央の上部に1種又は2種標識を描き、その下に文字を黒で縦又は横書きにしたものとする。ただし、左横書きの場合に、1種又は2種標識を左端に描いても良い。

(1) 図例



(2) 提示箇所例

安全意識を高揚させるのに適当な場所

別紙第2（第22条関係）

飛行安全褒賞基準達成報告事項

- 1 達成期間
- 2 期間中の飛行時間
- 3 無事故期間
- 4 無事故累計飛行時間
- 5 通算受賞回数（連続回数）

別紙第3（第26条関係）

地上安全褒賞基準達成報告事項

- 1 達成期間
- 2 期間中の無事故人日数
- 3 通算受賞回数（連続回数）

別表第1（第15条、17条及第17条の2関連）

危険報告等の通知先

項目 部隊及び機関 の長	第15条 危険報告	第17条 航空交通 (異常接近・接近) 報告	第17条の2 重大インシデント 報告
飛行部隊の長及び当該部隊 の長を指揮監督する部隊の 長	○	○	○
航空警戒管制団司令	○	○	
防空管制群司令	○		
警戒隊長	○		
移動警戒隊長	○		
飛行警戒監視群司令	○	○	○
第603飛行隊長	○	○	○
第1整備群司令	○		
救難団全部隊長	○	○	○
飛行教導群司令	○	○	○
電子作戦群司令	○	○	○
作戦システム運用隊司令	○		
航空保安管制群司令	○	○	○
管制群直轄部隊長			○
航空気象群司令	○		
航空医学実験隊司令	○	○	○
航空安全管理隊司令	○	○	○
幹部学校長	○	○	○
幹部候補生学校長	○	○	○
第1術科学学校長	○		
補給本部長	○		
補給処長	○		

注：○は該当する部隊等を示す。

受賞資格保有部隊

飛行部隊	支援部隊等					
	要撃管制・レーダー助言	飛行場管理、基地業務	整備	除雪	管制	気象
第2航空団	北部航空警戒管制団			北部航空施設隊 (第2作業隊)	千歳管制隊	千歳気象隊
第3航空団	北部航空警戒管制団			北部航空施設隊 (第1作業隊)	三沢管制隊	三沢気象隊
第6航空団	中部航空警戒管制団			中部航空施設隊 (第2作業隊)	小松管制隊	小松気象隊
第7航空団	中部航空警戒管制団				百里管制隊	百里気象隊
中部航空方面隊司令部支援飛行隊	中部航空警戒管制団	中部航空警戒管制団 第2輸送航空隊			入間管制隊	入間気象隊
第5航空団	西部航空警戒管制団				新田原気象隊	新田原気象隊
第8航空団	西部航空警戒管制団				築城管制隊	築城気象隊
西部航空方面隊司令部支援飛行隊	西部航空警戒管制団	西部航空警戒管制団	第8航空団		春日管制隊	春日気象隊
第9航空団	南西航空警戒管制団				那覇管制隊	那覇気象隊
警戒航空団	北部航空警戒管制団 中部航空警戒管制団 南西航空警戒管制団	第3航空団 第9航空団 第1航空団	第3航空団 第9航空団 第1航空団	北部航空施設隊 (第1作業隊)	三沢管制隊 浜松管制隊 那覇管制隊	三沢気象隊 浜松気象隊 那覇気象隊
航空救難団	航空警戒管制団				航空保安管制群	航空気象群
航空戦術教導団	中部航空警戒管制団	第6航空団 中部航空警戒管制団 第2輸送航空隊	第6航空団 第2輸送航空隊		入間管制隊 小松管制隊	入間気象隊 小松気象隊
偵察航空隊	北部航空警戒管制団	第3航空団		北部航空施設隊 (第1作業隊)	三沢管制隊	三沢気象隊
第1輸送航空隊	中部航空警戒管制団				小牧管制隊	小牧気象隊
第2輸送航空隊	中部航空警戒管制団	中部航空警戒管制団			入間管制隊	入間気象隊
第3輸送航空隊	西部航空警戒管制団				美保管制隊	美保気象隊
飛行点検隊	中部航空警戒管制団	中部航空警戒管制団 第2輸送航空隊	航空救難団		入間管制隊	入間気象隊
特別航空輸送隊	北部航空警戒管制団	第2航空団		北部航空施設隊 (第2作業隊)	千歳管制隊	千歳気象隊
第1航空団	中部航空警戒管制団				浜松管制隊	浜松気象隊
第4航空団	北部航空警戒管制団 中部航空警戒管制団				松島管制隊	松島気象隊
第11飛行教育団	中部航空警戒管制団				静浜管制隊	静浜気象隊
第12飛行教育団	西部航空警戒管制団				防府管制隊 築城管制隊	防府気象隊
第13飛行教育団	西部航空警戒管制団	第3術科学校			芦屋管制隊	芦屋気象隊
飛行教育航空隊	西部航空警戒管制団	第5航空団	第5航空団		新田原気象隊	新田原気象隊
飛行開発実験団	中部航空警戒管制団	第2補給処			岐阜管制隊	岐阜気象隊

別図第1（第20条、第23条関係）

1 飛行安全褒賞



注：用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

2 飛行安全褒賞盾



3 飛行安全名誉旗



注：1 規格は、縦27センチメートル、横20センチメートルとする。

2 機種は、航空部隊等の保有する機種とする。

3 材質は、適宜とする。

別図第2（第24条、第27条関係）

1 地上安全褒賞



注：用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とする。

2 地上安全褒賞盾



3 地上安全褒賞旗



注：1 規格は、縦100センチメートル、横150センチメートルとする。

2 材質は、麻又は化学繊維とする。

3 色は、十字は濃緑とする。

殿

発簡者名

危険報告（分類）
（02-X23-AR（C-3））

- 1 件名
- 2 年月日及び時刻
- 3 場所
- 4 航空機の機種又は装備品等の名称
- 5 状況の概要
- 6 執った処置
- 7 改善意見
- 8 その他参考事項

配布区分：航空幕僚監部監理監察官

注：1 分類は次によるものとする。

- | | |
|------|--|
| 規則違反 | 航空機の運航に関する規則違反 |
| 運航 | 航空機運航中における危険状態（緊急事態対処及び離着陸時の滑走路逸脱等を含む。） |
| 飛行支援 | 飛行支援に関する不備又は不適切な運用 |
| 整備器材 | 航空機の重大な機能障害及び不適切な作業（緊急事態対処を含む。） |
| 衛生 | 医学的・心理的原因により航空機運航中又は支援の業務に関連して発生して発生した疾病 |
| 地上 | 操作器材及び環境等の危険状態 |
| その他 | 前記以外の危険状態 |

- 2 分類が運航の場合には、関係する操縦者の総飛行時間数及び当該運航航空機に係る飛行時間数の概数をその他参考事項に記載するものとする。

航空幕僚長 殿
（監理監察官気付）

発簡者名

年 月緊急状態発生報告
（登録外報告）

一連番号	
発生年月日 部隊名 機種、機番	
緊急状態発生の概要	
原因、欠陥等	
対策及び処置	
備 考	

- 注：1 件数が多い場合は、2枚以上にすることができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3 (第17条関連)

航空交通 (異常接近・接近) 報告書

年 月 日

- 所属
階級 氏名
- 機長：氏名 _____ 所属 _____
住所 _____
連絡先 (電話番号) _____
 - 自機：国籍 _____ 登録番号 _____
無線呼出符号 _____ 型式 _____
 - 飛行計画： IFR VFR 出発地 _____
経路 _____ 最初の着陸地 _____
 - 発生日時：平成 年 月 時 分 (UTC JST)
 - 発生場所：(最寄の航空保安無線施設、飛行場、著名な物標又は都市からの方位及び距離) 名称 _____
16方位又は磁方位 (°) _____ 距離 (NM) _____
 - 飛行状態： 水平飛行中 上昇中 降下中 旋回中
高度 (FT) 又はFL _____ 磁針路 (°) _____
真対気速度 (KT) _____
 - 気象状態： IMC VMC 飛行視程 (NM又はm) _____
 - 自機と雲との関係： 雲なし 雲上 雲下 上下の雲層間 雲中
 - 相手機の見え方と太陽の関係： 逆光 順光 その他
 - 発生時交信中の管制機関等名及び周波数：期間名 _____
周波数 (MHz) _____
 - トランスポンダー： 搭載 (使用中 不使用) 非搭載
 - 高度計規正值 (inch) : _____
 - 発生を無線で通報した期間及び日時：機関名 _____ 日時： 月 日 時 分
 - 相手機：国籍 _____ 登録記号 _____ 無線呼出符号 _____
型式 _____ 機体の塗色 _____
種類 固定翼機 回転翼機 滑空機 その他
推進装置の種類 (固定翼・滑空機以外) ジェット プロペラ
推進装置の数 (同上) 不明 単発 双発 3発 4発以上
航行灯視認 左舷灯 右舷灯 尾灯 衝突防止灯 ストロボ
その他の特徴 _____
 - 相手機発見時の相手機の位置及び距離：
① 右方 左方 (時の方向) 水平距離 (NM) _____
② 上方 下方 同高度 高度差 (FT) _____

16. 最接近時の相手機の位置及び距離：
① 右方 左方 (時の方向) 水平距離 (NM) _____
② 上方 下方 同高度 高度差 (F T) _____
17. 接近の態様： 対面 針路が交差 追い越し 追い越され
18. 回避操作の有無
自 機： 有り 右旋回 左旋回 上昇 降下 無し
相手機： 有り 右旋回 左旋回 上昇 降下 無し
19. A C A S の作動状況：T A 表示開始時方位 (°) 距離 (NM) 高度差 (F T)
R A 表示開始時方位 (°) 距離 (NM) 高度差 (F T)
Clear of Conflict 方位 (°) 距離 (NM) 高度差 (F T)
20. 搭乗者数： 乗員 _____ 人 乗客 _____ 人
21. 負傷者の人数及び状況：
22. 機体 (内部を含む。) の損壊状況：
23. 状況説明 (必要に応じ別紙)：
24. 飛行経路図 (別添)
25. 処置及び対策
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第17条の2関連）

重大インシデント報告書

- 1 発生年月日 (Local/UTC)
- 2 発生場所／気象状態 / IMC・VMC
- 3 自機について
 - (1) 無線呼出符合：
 - (2) 登録記号：
 - (3) 型式：
 - (4) 所属：
 - (5) 機長（階級氏名）： (所属：)
 - (6) 離着陸の別： 離陸・着陸
 - (7) 飛行形態： IFR・VFR
 - (8) 飛行目的：
 - (9) 出発地： 目的地：
 - (10) 搭乗者
乗員： 名 / 乗客： 名
- 4 相手機について
 - (1) 国籍：
 - (2) 無線呼出符合：
 - (3) 登録記号：
 - (4) 型式：
 - (5) 離着陸の別： 離陸・着陸
 - (6) 飛行形態： IFR・VFR
- 5 概要
- 6 その他参考事項
- 7 処置及び対策

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第17条の3関連）

重大インシデント（無人航空機）報告書

- 1 報告に係る事態が発生した無人航空機の型式、製造者及び製造番号
 - 2 無人航空機の使用人及び飛行させた者の階級、氏名、年齢及び所属部隊又は機関
 - 3 報告に係る事態が発生した日時、場所及び天候
 - 4 無人航空機の飛行に関する訓令第5条に規定する許可又は同訓令第6条に規定する承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号（許可又は承認を受けた場合に限る。）
 - 5 飛行の目的及び概要
 - 6 報告に係る事態の概要
 - 7 人の負傷の概要
 - 8 無人航空機の損壊概要
 - 9 その他参考となる事項
 - 10 処置及び対策
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

航空安全管理隊司令 殿

発簡者名

飛行安全に関する研究要望、提案書

一連番号	研究要望又は提案項目	研究事項完了希望時期	備 考

配布区分：航空幕僚長（監理監察官）

- 記入要領：
- 「一連番号」は、優先の順位に記入する。
 - 「研究要望又は提案項目」は、飛行安全に関する研究要望又は提案する項目について希望する。
 - 「研究移行完了希望時期」は、研究事項の完了希望時期を記入する。
 - 件数が多い場合は、2枚以上にすることができる。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。